

令和6年9月12日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
 (2) 閉会中の所管事務等の調査について
 (3) その他

- 2 調査の経過 9月12日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
 所管事務調査では、新ごみ処理施設建設に伴う搬入用道路概略設計調査について、執行部から説明を受け質疑を行った。
 閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
 その他で、「ひがし保育園」の閉園について執行部から説明を受け質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 113 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第 114 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 115 号 健康保険証の制度改正に伴う関係条例の整理について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査
 - ・新ごみ処理施設建設に伴う搬入用道路概略設計調査について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・「ひがし保育園」の閉園について

3 日 時 令和 6 年 9 月 12 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、佐藤敏雄、関矢孝夫、高野甲子雄、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田
市民福祉部副部長、和田市民課長、小林生活環境課長、関子ども課長

8 書 記 坂大議会事務局長、大竹主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

星野委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日は付託案件が 3 つだけですけれども、その後、分科会もございますので、いつもどおりスムーズな進行に御協力をよろしくお願いいたします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

- (1) 議案第 113 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

星野委員長 日程第 1、議案第 113 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 1 点だけお聞きします。確か以前ですけれども、入広瀬に市立の家庭的保育事業所があったかと思います。今、市内で家庭的保育事業所は何か所あるか、まずお聞きします。

大塚教育委員会事務局長 今現在、この家庭的保育事業で事業を行っているところは、入広瀬保育室の 1 か所のみとなっております。

関矢委員 そうすると、市立で入広瀬保育室ということですが、ここは今、園児といえますか、幼児は何人ぐらいいるんですか。

大塚教育委員会事務局長 今現在、入所している子どもはおりません。参考までに、この 3 年間、入所者がいないというような状況となっております。

関矢委員 この家庭的保育事業所ができないのは、保育園等で未満児等の受入れが全部できているということから家庭的保育事業ができないのか、その辺の理由は分かりますか。

大塚教育委員会事務局長 お見込みのとおり、家庭的保育事業につきましては 3 歳未満児が対象になっておりますが、保育園で 3 歳未満児につきましても対応ができているということになります。それに特化した家庭的保育事業として、本市では入広瀬地域に入広瀬保育室を設置しておりますけれども、地域自体でもともと人数も少ないといったところもありまして、今現在利用者がいない状況となっております。

大平委員 今ほど市内の家庭的保育事業は入広瀬だけだというような話をされていました。これは確認ですが、事業所内保育所についてもそういうことなんですか。

大塚教育委員会事務局長 委員お見込みのとおり、事業所内保育ですとか小規模保育事業につきましても市内にはほかにありません。

大平委員 事業所内保育所というのは企業さんによって考え方が違うので一概には言えないと思うんですが、望む声、特に従業員の方からそういうお声は何かないですか。

大塚教育委員会事務局長 市のほうにはそういった声は直接届いてはおりません。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 113 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 113 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 114 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

星野委員長 日程第 2、議案第 114 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

星野委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 114 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしであります。よって、議案第 114 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 115 号 健康保険証の制度改正に伴う関係条例の整理について

星野委員長　　日程第 3、議案第 115 号 健康保険証の制度改正に伴う関係条例の整理についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

星野委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　　まず、37ページの「加入医療保険資格情報が分かる書類」、わざわざこれをうたっていますが、これは具体的にはどういうものなんでしょうか。

吉澤市民福祉部長　　御案内のとおり、12月 2 日から今までの健康保険証は発行されなくなります。それ以降につきましては、各保険者から加入医療保険の資格が分かる書類が送られるということになっております。その書類か、あるいはマイナンバー保険証をもって加入の医療保険が何かということを判断する、それが分かるための書類ということでございます。

大平委員　　もう 1 点なんです、その下段の罰則のことです。「被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」というのが削除されていますが、これは求めないという意味ですか。それとも、ほかのところに載せているんですか。

吉澤市民福祉部長　　ここで言う「被保険者証の返還を求める」というのは、今までで言う「健康保険証の返還を求める」ということでありまして、健康保険証自体が廃止されることから、これを求めることはもうないという趣旨であります。

大平委員　　確認ですが、起点日はいつ頃になるんでしょうか。

吉澤市民福祉部長　　12月 2 日ということであります。

大平委員　　現有の保険証はまだ使える状況です、そこはいいんですか。整合性は取れるんですか。

吉澤市民福祉部長　　現行の保険証は、現行の保険証の有効期限の間は使えます。ただし、保険証の発行は、いわゆるマイナンバー法の施行によりなくなるということです、その施行日と合わせて12月 2 日と定められているものであります。

大平委員　　僕が言った整合性が取れるんでしょうかというのは、保険証を持っていたとしてもこの規定は削除されているんだから求めないという、そういうことでよろしいんですか。

吉澤市民福祉部長　　お見込みのとおりであります。

関矢委員　　加入医療保険資格情報が分かる書類、ちょうど昨日あたりに郵送で私のところに来ました。紐づけしてあるマイナンバーの 4 桁が打たれていて、保険証と同じくらいの大

きさのコピーしたものがありませんでした。そのことを言っているのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 保険者によって取扱いが一部違うという話も聞いておりますけれども、その加入医療保険の情報が分かるまさに今委員がおっしゃったもの、それから保険証をマイナ保険証にして既に紐づけている場合はそちらであるということです。

関矢委員 マイナンバーカードにもう紐づけをしてあるので、12月2日以降はどちらでも証明書は使えるのでしょうか。

和田市民課長 今、関矢委員のお手元に届いた4桁の数字の書類につきましては、12月2日に向けて事前にマイナンバーの番号はこれですよというものを、お知らせさせていただいていると思われまして。12月2日から制度が変わるわけですが、マイナ保険証に登録されている方・登録されていない方によって今後お手元に届く書類が変わってきます。登録されている方につきましては、今の保険証が7月末まで使えますので、それが使えなくなるまでの間に資格情報のお知らせということで、マイナ保険証も使えるんですけど資格はこうですよというようなことで、新たにお知らせが出ることになっています。登録されていない方には、今度は資格確認書というようなものが出ますので、それで保険証の代わりに使っていただくようなことになります。今のお知らせはマイナンバーカードの番号のお知らせ、使えなくなる7月末までの間に今度はそれぞれの方の状況に応じて保険証に代わるものが出るということになります。

関矢委員 これからそういう電話が殺到するかと思うので、対応をよろしくお願いします。

星野委員長 ほかによろしいでしょうか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第115号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第115号 健康保険証の制度改正に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となります。

(4) 所管事務調査

・新ごみ処理施設建設に伴う搬入用道路概略設計調査について

星野委員長 日程第4、所管事務調査についてを議題といたします。新ごみ処理施設建設に伴う搬入用道路概略設計調査についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、資料のエコプラント新搬入道路図面をお開きください。こちらに新ごみ処理施設を含む当該地域の地図、航空写真を示しております。内容につきましては、生活環境課長から説明をさせていただきます。

小林生活環境課長 それでは、私のほうから搬入道路の検討の経過について御説明いたします。(資料「エコプラント新搬入道路図面」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 この図面の中で、赤い色の線で新搬入道路と中子橋ルートとあります。この2つ

を調査するということですか。

小林生活環境課長 今回の調査につきましては、新搬入道路、こちらの範囲を調査させていただくということでございます。

関矢委員 この中子橋ルートは今もあるんですけれども、堤防の上で大変狭く、県との協議もあるんでしょうけれども、広げた中で、そこをルートにするというような調査はやりませんですか。

小林生活環境課長 中子橋ルートでございますけれども、これまでの経過から申し上げますと、現施設建設当時、まず建設用道路、搬入用道路として中子橋ルートを検討した経過がございました。ただ、一部用地買収等が進まずそうした計画が頓挫した中で、急遽国道 17 号線からの乗り入れを整備して現施設が建設されるという経緯がございます。私どもとしまして、通年の複線化、ルートとしては堤防を使う 17 号線からと中子橋のルートを併せて国道 252 号線からの 3 方向からの乗り入れが最終形として必要だと考えています。

関矢委員 3 方向から必要だということであれば、中子橋ルートについても調査をやるということでしょうか。

小林生活環境課長 今回の調査は新搬入道路の範囲のみとさせていただきます。ただ、将来的に再度中子橋ルートの実現に向けた検討は進めなければいけないと考えております。

関矢委員 分かりました。そうしますと、新規搬入道路の調査が先だということですが、これは新ごみ処理施設の建設のための搬入路ということも考えられますので、やはり早急に調査をして同意が得られれば建設をしたいという考えでよろしいでしょうか。

小林生活環境課長 そのように考えております。

大平委員 イメージとしては 3 方向から入るような形ですが、入るときも出るときも 3 方向というイメージですか。それとも絞っちゃうんですか。そこら辺はどうでしょうか。

小林生活環境課長 道路の整備としては、今高速の側道につきましては一車線といいますか、すれ違いができない状況ですが、3 方向につきましてはそれぞれ片側一車線ずつ、すれ違いができる道路整備と考えております。

星野委員長 ほかによろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議ないので、そのように決定いたしました。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長 日程第 5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(6) その他

・「ひがし保育園」の閉園について

星野委員長　日程第6、その他を議題といたします。「ひがし保育園」の閉園についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長　ひがし保育園の閉園についてであります。資料はありませんので口頭で報告させていただきたいと思います。

ひがし保育園につきましては、魚沼市公立保育園等再編計画個別再編方針のとおり、令和7年3月末をもって閉園を予定しております。そのため、令和7年度保育園等の入園募集は実施しないとしておりますので報告いたします。また、そのほかの保育園等につきましては、来月10月から例年どおりの募集を行う予定としております。なお、ひがし保育園の閉園に伴い、関連する条例の整理につきましては12月定例会での一部改正をお願いしたいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。以上であります。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員　来年度の入園の募集はなしということは分かるんですが、今現在入園している人たちの次の行き先というんでしょうか、そういうところは丁寧にやっているのか、その辺の状況を教えてください。

関子ども課長　今現在、入園をされている子どもは17名おりまして、来年度の入園に向けて利用調整をする予定としております。利用調整の仕方については、申込をあらかじめ早めに取りまとめて希望する園に入園できるように調整を行いたいと考えております。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定いたしました。

それでは、ほかに執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんからは、ほかに執行部に対し御意見、協議事項等はありませんか。

森島議長　委員長、休憩をお願いします。

星野委員長　しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：25）

（休憩中に議長の発言、意見交換）

再　　開（10：28）

星野委員長　休憩を解き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会とします。

閉　　会（10：28）